

昭和村地域福祉計画

昭和村地域福祉活動計画

“みんなが役割をもち、いきいきと暮らせる村づくり”

《令和2年度～令和6年度》

令和2年3月

昭和村地域福祉計画

第1章 計画策定の概要	1
1. 計画策定の背景および趣旨	
2. 計画の位置づけ	
3. 計画の期間	
第2章 基本理念と基本方針	11
1. 基本理念	
2. 基本方針	
3. 基本施策	
第3章 計画の推進と評価	16
1. 計画の推進体制	
2. 進捗状況の管理	

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景および趣旨

1) 計画策定の背景

少子高齢化が急速に進む中で、核家族化の進行による家族構成の変化により家庭や地域の住民相互のつながりが希薄化しており、高齢者、障がい者、子育て家庭などを取り巻く環境は厳しい状況です。

また、青少年や中年層においても生活不安とストレスが増大し、経済不況も追い打ちをかけ、自殺や家庭内暴力、虐待、ひきこもりなどが新たな社会問題となっています。

これらの課題やニーズが多様化し、行政だけで支援体制を整えることは困難な状況にあります。

このため、地域住民みんなで支え合うという「地域福祉」の考え方を取り入れて、住民・地域・事業所・社会福祉協議会・行政がともに力を合わせ、地域づくりを進める事が必要となっています。

本村では、昭和村第5次振興計画において、「和をもって、皆の心をつなごう 昭和村」をめざす将来像に掲げており、「みんなが主役の協働の村づくり、安心して暮らせる健康・福祉の村づくり、人と文化が息づく教育・文化の村づくり、活力を育む産業の村づくり、みんなが集まる生活基盤づくり、快適でゆとりのある生活環境づくり」を基本目標に掲げ、各種施策に取り組んでいます。

さらに、福祉分野においては「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「障がい者計画・障がい福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」など各種計画を策定し、施策を推進してきました。

このような社会情勢や当村の取り組みを踏まえ、地域福祉の理念を共有し、福祉の村づくりの方向性を示す総論的な計画として本計画を策定することとしました。

2) 「地域福祉」とは

私たちは、住み慣れたこの地域で、いつまでも元気で生活するために、仕事や趣味、生きがいなどをもって日常生活を送っています。

しかし、私たちが住む地域には、介護を必要とする人、障がいのある人、一人暮らしや高齢者のみの世帯、子育てに悩む家庭、ひとり親家庭など、手助けや支援を必要としている人たちがいるのも事実です。

誰もが、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていくためには、住民が地域の中でともに支え合い、手助けや支援を必要とする人を地域の中で支えていくことが求められています。

その地域の支え合いを、住民・地域・事業所・ボランティア・NPO・社会福祉協議会・行政がともに力を合わせて行う取り組みが「地域福祉」です。

3) 「地域福祉計画」とは

地域福祉の理念をもとに、住民・地域・事業所・ボランティア・NPO・社会福祉協議会・行政がともに力を合わせて、地域で支え合える地域社会の実現を目指し、地域福祉を総合的かつ計画的に推進する上での計画です。

この計画は社会福祉法を根拠法とする行政計画です。

4) 「地域福祉活動計画」とは

地域福祉活動計画は、地域福祉を推進する社会福祉協議会が、地域住民や関係機関・団体などと相互協力し、役割分担のもとに、自主的な地域活動の支援と地域が抱える生活課題や福祉課題の解決を目指すとともに、福祉のむらづくりへと発展させていくための活動計画と行動計画としての性格をもっています。

また、地域住民が主体となって取り組んでいる地域福祉（活動）の支援計画であり、行政計画である地域福祉計画と一体的に進めていくものです。

5) 地域福祉計画の基本的な考え方

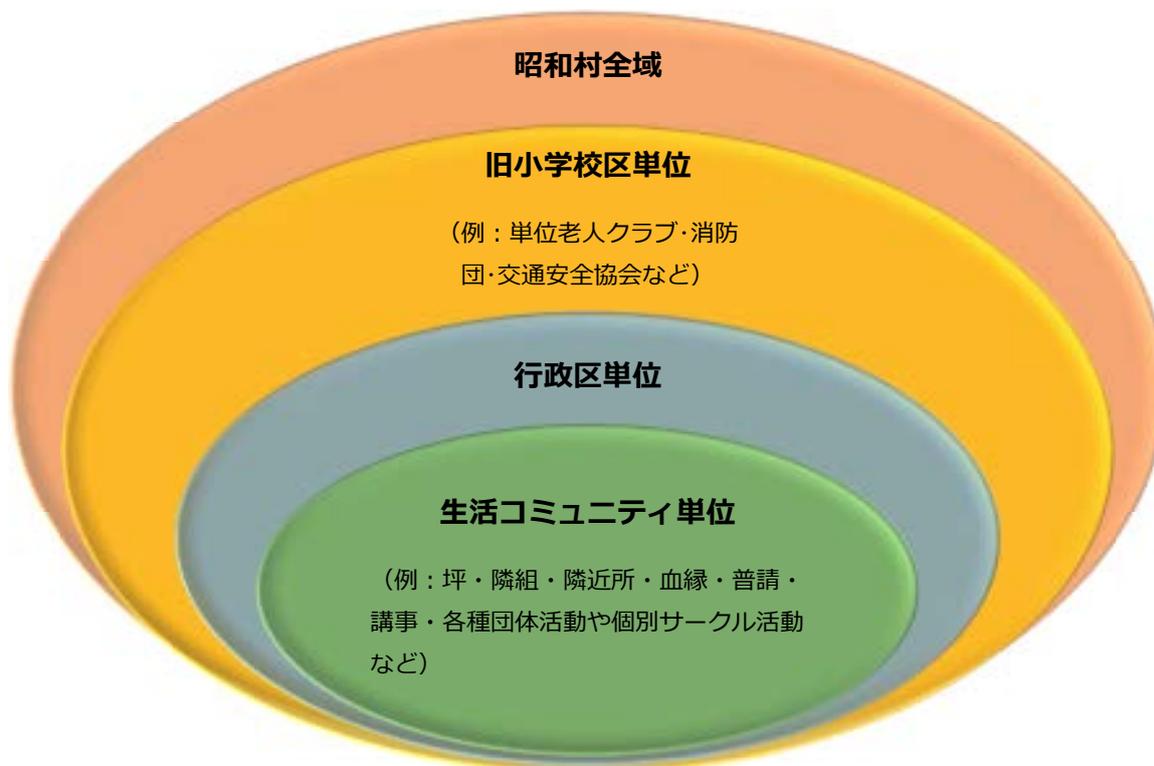
①「地域」の単位の考え方

本村には10の行政区があり、各行政区の特徴を活かした活動が行われています。

その単位で地域福祉活動が展開されているほか、より小さな生活コミュニティ単位の坪や隣組といった単位でも展開されています。また、行政区の枠を越え村内全域や活動内容によっては広域的な取り組みをしている団体、同じ目的で活動している団体等も地域福祉活動を展開しています。

そのため、ひとつの枠組みによって地域の範囲を限定するものではありません。本計画での「地域」単位は「目的やお互いの価値観、あるいは課題を共有し、一緒になって考え、具体的な行動を起こしやすい範囲」とします。

村全域、旧小学校区単位、行政区単位、生活コミュニティ単位など、様々な単位が「地域」と考えられます。



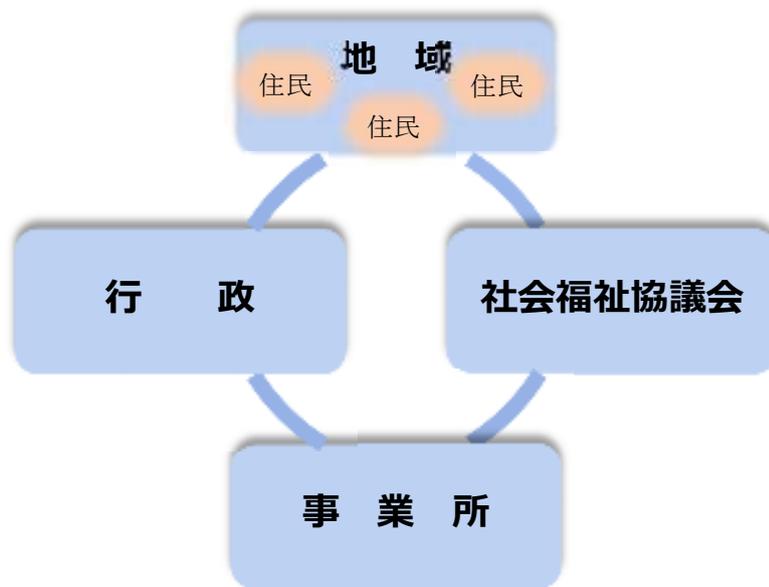
②福祉の視点を取り入れた地域づくりのすすめ方

I 地域福祉の展開

これまでの「社会福祉」は、社会保障制度の枠組みを中心としてきましたが、住民一人ひとりが必要としていることすべてに対し、支援体制を整えることは困難な状況にあります。

これからは、地域住民みんなが支え合うという「地域福祉」の考え方を取り入れて、住民・地域・事業所・ボランティア・NPO・社会福祉協議会・行政がともに力を合わせ、役割をもち地域づくりをすすめることが必要です。

「福祉の視点を取り入れた地域づくり」



- * 地域・・・村全域、行政区、老人クラブ活動、民生児童委員、隣近所、友人、地区普請、地区の講事、消防団活動、交通安全協会活動、各種団体の活動など
※地域の捉え方は、人それぞれ状況により変わってきます
- * 事業所・・・昭和福祉会、JA、郵便局、村商工会、村観光協会、奥会津昭和村振興公社、村内建設業者、村内商店、村内飲食店、村内理容店、村外の事業所など
- * 社会福祉協議会・・・村社会福祉協議会、全国・県社会福祉協議会
- * 行政・・・役場、村国保診療所、国・県関係機関

Ⅱ 互助・自助・共助・公助の連携

住民・地域・事業所・ボランティア・NPO・社会福祉協議会・行政が地域の強みや目標・目的あるいは課題を共有し、一緒になって考え、福祉の視点を取り入れた地域づくりを推進します。

このため、地域住民や事業所など地域で生活するすべての人々と社会福祉協議会、行政が今まで以上に連携を深めながら、それぞれの責任と役割を分担し、協力しながら進めていきます。

4つの助『互助・自助・共助・公助』



2. 計画の位置づけ

1) 計画の法的根拠

本計画は、社会福祉法第3条（福祉サービスの基本的理念）、第4条（地域福祉の推進）、厚生労働省の地域福祉推進の理念を踏まえて策定します。

また、社会福祉法第4条に掲げられた「地域福祉の推進」をするための計画であり、第107条に規定された「地域福祉計画」です。

【参考資料】社会福祉法より一部抜粋

（福祉サービスの基本的理念）

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

2) 各種計画との関係

本計画は、昭和村振興計画を上位計画とし、福祉分野で既に策定されている「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「障がい者計画・障がい福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」など「(以下「各個別計画」という。)」とは、地域福祉の理念を共有することとします。

各個別計画は、行政が取り組む施策内容を明らかにした「高齢者」、「障がい者」、「子ども」など、それぞれ対象者別の計画ですが、本計画は対象者を「全村民」とし、「地域住民と関係機関・社会福祉協議会・行政がともに目指し、福祉の視点を取り入れた地域づくりの方向性を示す計画」となります。

また、各個別計画の中にある、地域福祉の理念に基づいた具体的施策については、本計画の一部と位置づけます。

さらに、他分野で策定されている「昭和村防災計画」、『観光ビジョン』など、その他生活関連分野におけるプランや施策とも連携し、整合性を図るものとします。

3) 昭和村社会福祉協議会との連携

昭和村社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき設置されている組織で、地域の人々の「住み慣れた地域で役割をもち、いきいきと生活したい」という願いの実現を目指して様々な活動を行っています。

各種サービスや相談活動、ボランティアや住民活動の支援、共同募金への協力など、様々な場面で地域の福祉増進のための活動を行っており、今後も地域住民の願いの実現と地域の課題の解決に向けた活躍が期待されます。

このように、社会福祉協議会は村全体の地域福祉推進のために今後も継続して中心的な役割を担っていくこととなるため、当村が策定する行政計画である「地域福祉計画」と、社会福祉協議会が策定する活動・行動計画である「地域福祉活動計画」とは、両輪のように機能するものであることから、両計画を一体的に策定しています。

これからも、村と社会福祉協議会は常に緊密な連携を図り、地域福祉に関する理念や方向性を共有し、地域福祉推進のための各種事業を協力して進めていきます。

■本計画の位置づけ

* 本計画と昭和村振興計画及び各種個別計画等との位置づけを以下に示す。



■第5次昭和村振興計画

* 第5次振興計画の概要を以下に示す。

計 画 期 間	基 本 構 想	平成23年度～令和2年度（10年間）
	前期基本計画	平成23年度～平成27年度（5年間）
	後期基本計画	平成28年度～令和2年度（5年間）

基本理念1 参画・協働

村民・団体・事業者・行政が力を合わせて参画・協働の村づくりを進めるとともに、地域主権時代にふさわしい自ら決め自ら実行する村民と地域が主体の自立の村づくりを進めます。

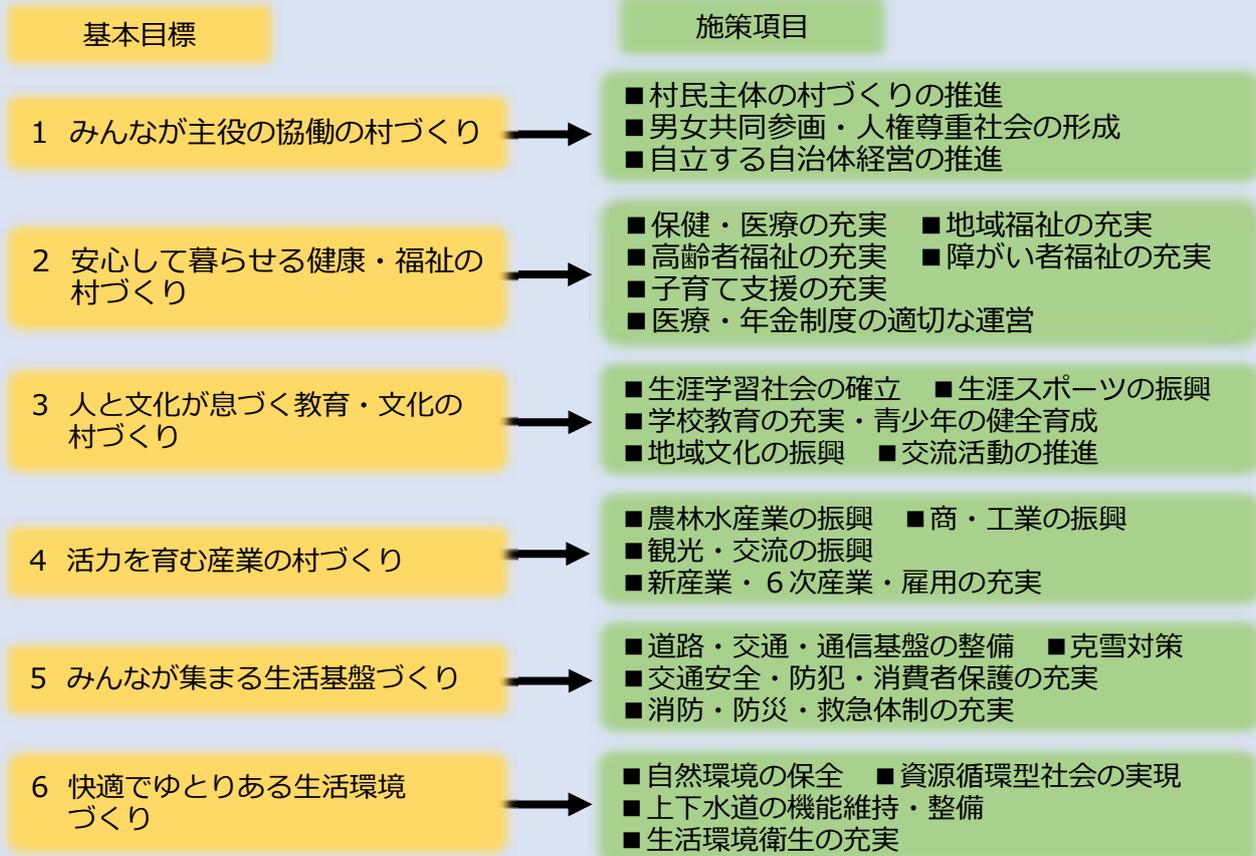
基本理念2 安全・安心

子どもから高齢者まで全ての村民が、災害や事故、犯罪などから守られ、地域の支え合いの中で安全・安心な村づくりを進めます。

基本理念3 健康・快適

一人ひとり健康づくりを重視するとともに、環境・景観保全を基本として循環型の村づくりを進め、誰もが健康で快適に、生涯現役で暮らせる優しい村づくりを進めます。

めざす将来像



3. 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

■本計画と関連する計画の策定期間

策定期間 計 画	平 成			令 和					
	28 年度	29 年度	30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
第5次昭和村振興計画	10年間（基本構想）								
基本計画	5年間（後期計画）								
昭和村地域福祉計画					5年間				
昭和村高齢者福祉計画 昭和村介護保険事業計画			3年間						
昭和村障がい者計画	6年間								
昭和村障がい福祉計画			3年間						
昭和村子ども・子育て 支援事業計画					5年間				
昭和村男女共同参画計画				5年間					
いのち支える 昭和村自殺対策計画					5年間				
昭和村データヘルス計画 昭和村特定健康診査等 実施計画			6年間						

第2章 基本理念と基本方針

1. 基本理念

『みんなが役割をもち、いきいきと暮らせる村づくり』

少子高齢化が進み、住民同士の繋がりが薄れてきている現代社会において、子どもから高齢者まで、すべての住民が安心して“いきいきと暮らせる村づくり”が必要です。

人は、それぞれの年齢や性別、国籍など、様々な違いがあります。

しかし、個人の尊厳が守られ、個人の意思が尊重され、一人ひとり持っている個性や能力が大切にされることに違いはありません。

村の自然、空間、ゆとりを大切にしながら、誰もが住み慣れた地域で役割をもちいきいきと自立した生活ができるよう『互助・自助・共助・公助』を基本に、住民・地域・事業所・社会福祉協議会・行政がともに力を合わせ、『みんなが役割をもち、いきいきと暮らせる村づくり』を目指します。

2. 基本方針

1. 地域の良さを受けつぎ、 守る環境づくり

みんなが役割をもって暮らしてきたその習慣を大切にし、自然豊かな環境で豊かな生活をおくる。

2. 快適な環境づくり

日常生活を送るうえでの心配ごとや不自由さをより快適にできるようみんなが工夫し解決する。

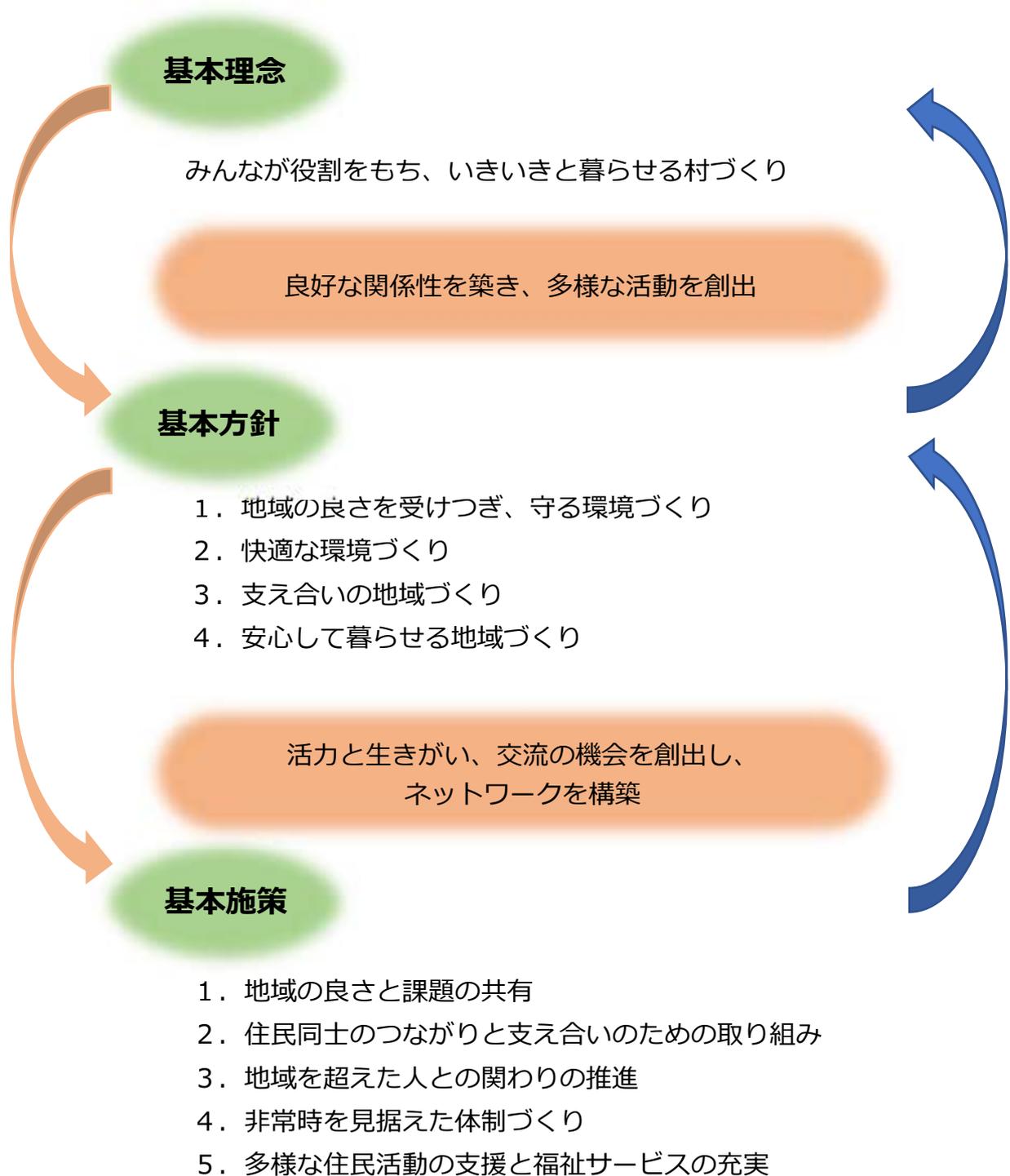
3. 支え合いの地域づくり

もともとある村の強さや伝統を大切にするとともに、未来に向けた支え合いの地域をつくる。

4. 安心して暮らせる地域づくり

暮らしの安心や安全の基本となる互いを気づかい相談できる良好な関係を大切にする。

■ 施策体系図



3. 基本施策

■施策1 地域の良さと課題の共有

地域住民がよりよい生活を送るうえでは、住民、関係機関、社会福祉協議会、行政と一緒に話し合い、地域の良さの再確認と生活課題の洗い出しが必要です。

話し合いによって明確化された、地域の良さと生活課題は、お互いに共有し、工夫しながら必要なものを守り、課題を解決していくことが重要です。

《取り組み内容》

- ・住民との話し合いの場を創出するため、様々な機会を活用していきます。
- ・福祉的な視点を取り入れながら、課題の洗い出しばかりではなく、地域の良さも話し合える場を創出します。
- ・身近な相談役としての、地域包括支援センターや生活支援コーディネーター、民生委員、社会福祉協議会を積極的に活用し、住民の生活不安解消に努めます。

■施策2 住民同士のつながりと支え合いのための取り組み

急速に進む少子高齢化の中で、地域づくりには多世代の参加協力が必要不可欠です。

世代や地域によって、つながりや支え合いの形は様々ですが、お互いに心地よい関係性を構築し、守るべきつながりと支え合いの仕組みを継承していくことが大切です。

また、子どもから高齢者までの異世代の交流がお互いの価値観を共有する場となり、より良い地域づくりには必要です。

《取り組み内容》

- ・地域の活性化を図るため、住民の主体的な活動を支援します。
- ・住民同士のつながりをより強いものにするために、世代間交流の考えを取り入れながら事業を推進します。
- ・概要版を活用し地域福祉の推進を図ります。

■施策3 地域を超えた人との関わりの推進

生活課題などの内容によっては、地域内で解決することが困難な場合があります。

他の地域や他市町村の取り組みなどの情報を共有し、住民、関係機関、社会福祉協議会、行政が一緒になって解決策を探ることが重要です。

身近なコミュニティだけではなく、新しいコミュニティの形成はより良い生活を送るためのきっかけとなります。

《取り組み内容》

- ・ 高齢や障害、子育てなど、様々な環境において、交流の場と生きがいづくりの推進を図ります。
- ・ 多世代が交流できる場を創出し、住民同士の交流の輪を広げます。
- ・ 観光イベント事業などを活用し、村外の人との交流の場づくりを作ります。

■施策4 非常時を見据えた体制づくり

今まで自然に行われてきた日常的に他の人を気にかける思いが、非常時に迅速に対応できる一つの手段でもあることから、住民と一緒に、少しでも他の人を気にかけるという意識を持ち続けることが大切です。

また、要援護者に対する避難支援も安全で安心して生活するうえで重要であることから、消防団や地域と協力した支援体制の整備・充実を図る必要があります。

《取り組み内容》

- ・ 防災意識の高揚を図るため、関係機関と協力し啓発を行います。
- ・ 非常時に備え、事業所との連携体制構築に努めます。
- ・ ゆきだるマンなどのボランティア活動を活用して見守り体制を推進します。
- ・ 民生児童委員協議会と連携し、要援護者の定期的な把握を行い、要援護者マップの充実を図ります。
- ・ 「ご近所ひと声運動」を展開し、平常時からの支え合いを支援します。

■施策5 多様な住民活動の支援と福祉サービスの充実

民生児童委員や事業所、社会福祉協議会、行政だけでは、見守り活動を推進することは困難な状況にあるため、行政区や地域住民とも連携を図り、情報を収集する必要があります。

また、高齢や障がい、子育てなど、様々な環境において、多様化するニーズや新たな課題に対し、既存の社会資源を有効活用し、工夫をしながら内容の充実を図り対応する必要があります。

《取り組み内容》

- ・住民ニーズを正確に把握し、住民と話し合いながら、工夫し課題解決策を検討します。
- ・既存の社会資源を有効活用するとともに、既存の事業内容についても随時評価し、見直しを行います。
- ・制度の狭間に対する支援策については、他部署に関連する課題も多いことから福祉的視点を取り入れ、関係部署などと連携を図り検討します。
- ・社会福祉法人等連絡会を活用して、新たな社会資源創出を目指します。

第3章 計画の推進と評価

1. 計画の推進体制

本計画は、行政の福祉分野に限らず、地域社会の理念に基づいた住民の生活に関連する関係部署から構成する「地域福祉計画策定庁内会議」を始め社会福祉協議会、NPO、保健福祉課の担当者レベルの会議を開き検討をしました。

また、地域福祉には地域住民の主体的な参加が不可欠であるため、地域の生活課題を引き出すための住民意識調査や協議体、むらのカフェ「メケ・メケ」などにより現状把握を行いました。

本計画を推進するためには、地域住民が地域に対する関心や地域福祉についての理解を深め、地域福祉活動に参加することが大切です。

そして、地域住民や地域で活動する団体、事業所、NPO、社会福祉協議会、行政がそれぞれ役割を果たすことが計画の推進につながります。さらに、それぞれが連携・協力し合うためには、社会福祉協議会と行政が連携の中心を担い、計画を推進していきます。

2. 進捗状況の管理

本計画をより実効力のあるものとするため、計画に基づく施策内容の進捗状況を検証することが必要です。

このため、行政の取り組みについては、庁内の「地域福祉計画策定庁内会議」の関係部署を中心に点検・評価を実施します。

本計画の評価方法については、エピソード評価を用い、地域づくりに対する住民の興味関心や意識と行動の変化を評価し、個別施策の評価については、各個別計画に記載された方法により、担当部署において評価を実施します。

また、必要に応じて本計画の見直しを実施するとともに、地域福祉計画の理念に基づいた各個別計画については計画策定期間に合わせ見直しを実施します。